

ワクチン・新規モダリティ・治療薬等研究開発事業 中間評価実施要領（案）

令和8年6月22日
内閣府健康・医療戦略推進事務局

1. 目的

ワクチン・新規モダリティ・治療薬等研究開発事業（以下「本事業」という。）について、目標の達成に向けた進捗状況等を把握し、今後の事業展開に資することを目的とする。

2. 評価方法

- (1) 本事業の実施主体である国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）は、「3. 評価の視点」に基づき自己評価を実施し、自己評価報告書を内閣府に提出する。
- (2) 内閣府は、外部有識者から自己評価報告書に対する意見を聴取する。
- (3) 内閣府は、外部有識者からの意見聴取の結果を踏まえ、中間評価報告書（案）を作成し、健康・医療戦略推進専門調査会において意見を聴取する。
- (4) 同調査会の意見を踏まえ、内閣府は中間評価報告書を公表する。

3. 評価の視点

評価は、以下の視点から総合的に実施する。

- (1) 本事業に期待される役割や意義【必要性の観点】
- (2) 本事業の目標達成に向けた進捗状況について【有効性の観点】
- (3) 本事業の運営について【効率性の観点】
- (4) 本事業の今後の事業設計について
- (5) その他（事業成果を最大化するための取組等）

4. 情報公開

上記2.（3）の意見聴取は、本事業に参画する法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とする。

以上